

第7次函館市高齢者保健福祉計画

第6期函館市介護保険事業計画

(平成27～29年度)

素案の概要

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

国では、近年の少子高齢化の進行による要介護者を取り巻く状況の変化に対応するため、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向け、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の成立により介護保険制度が改正されたことから、在宅医療・介護連携に取り組むとともに、認知症施策の推進などにより、地域包括ケアシステムの構築をめざし、平成37（2025）年までの中長期的な視野に立った新たな計画を策定する。

第2節 法令などの根拠

この計画は、高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込み量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものである。

- ・根拠法令 高齢者保健福祉計画 老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画 介護保険法第117条

第3節 計画策定に向けた取り組みおよび体制

1 高齢者計画策定推進委員会の開催

2 市民への情報公開

- ・高齢者計画策定推進委員会の協議経過をホームページで公開する。
- ・計画内容についてパブリックコメントで意見募集や周知を図る。

3 各種調査の実施

- (1) 日常生活圏域高齢者ニーズ調査
- (2) 介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査

第4節 計画期間

平成27年度から29年度までの3年間の計画とする。

第5節 他計画との整合性

- ・北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画
- ・第3次函館市地域福祉計画 等

第2章 計画策定にあたっての課題と視点

第1節 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応

1 日常生活圏域の見直し

(1) 前計画までの圏域設定の考え方

市の総合計画に基づいた地区区分を踏襲し、6圏域に設定してきた。

(2) 圏域設定に係る現状と課題

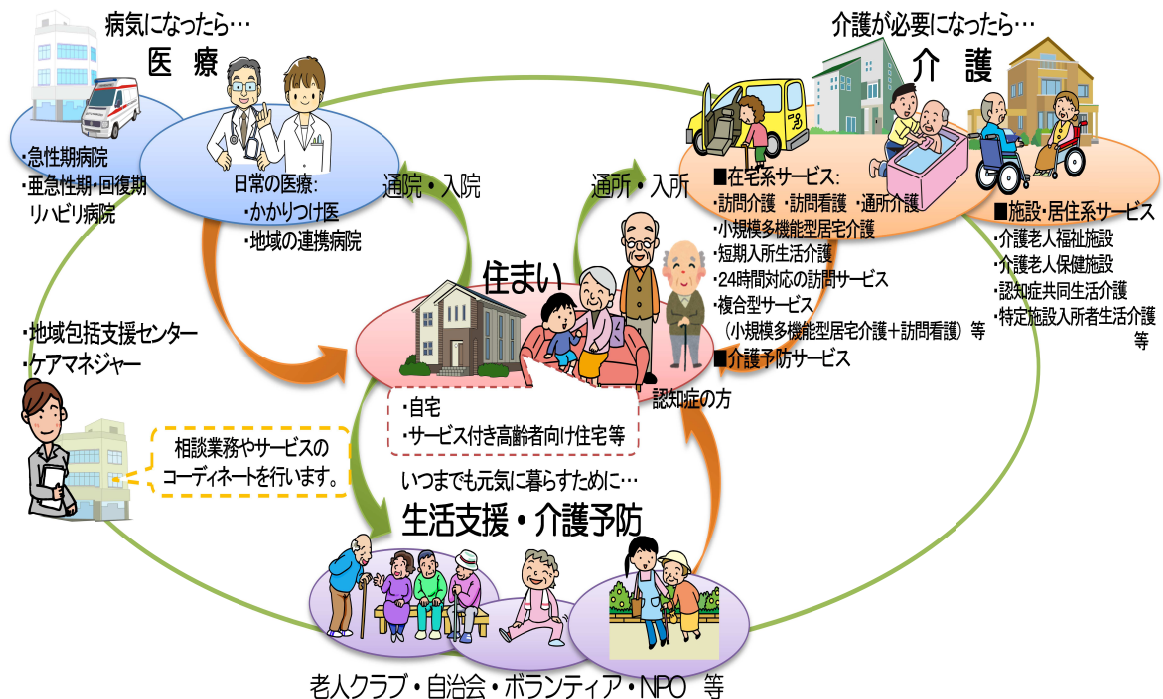
前計画までの圏域では、高齢者人口や面積にばらつきがあるほか、地域包括支援センターと密接な関わりがある民生・児童委員の方面協議会の区域と合っていないなどの課題を解消するため、日常生活圏域を見直す必要がある。

2 地域包括ケアシステムの構築に向けた重点事項への取り組み

平成37(2025)年までに地域包括ケアシステムを構築するため、以下の4項目に重点的に取り組む。

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携

<国がめざす地域包括ケアシステムのイメージ>



第2節 介護保険制度等の改正への対応

地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を図るため、大きく以下の5項目について見直しが行われた。

(1) 地域支援事業の充実（平成27年4月施行）

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組みを一層促進するため、4項目が地域支援事業として介護保険法に追加されたことから、地域包括ケアシステムの実現に向けた総合的な取組みを進めていく必要がある。
- ・ 施行日は平成27年4月1日だが、条例制定により実施期間を猶予できる。
- 在宅医療・介護連携の推進【平成30年4月までにすべての市町村で実施】
- 認知症施策の推進【平成30年4月までにすべての市町村で実施】
- 生活支援サービスの充実・強化【平成30年4月までにすべての市町村で実施】
- 地域ケア会議の推進 ※既に実施済み

(2) 予防給付の見直し（平成27年4月施行）

- ・ 要支援者を対象とした訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行する。
- ・ 新たなサービスの担い手の発掘や育成など、移行に向けた基盤整備が必要である。

(3) 特別養護老人ホームの重点化（平成27年4月施行）

- ・ 新規入所を原則、要介護3以上に限定する。
- ・ 要介護1・2の要介護者の特例入所に関する入所基準の策定が必要である。

(4) 低所得者の介護保険料軽減の充実（平成27年4月施行）

- ・ 所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行う観点から所得段階を見直す。
- ・ 新たに公費を投入して保険料の軽減を行う仕組みが設けられる。

(5) 所得や資産のある人の利用者負担の見直し（平成27年8月施行）

- ・ 一定以上の所得がある方の利用者負担を上げる。（1割→2割）
- ・ 施設入所者等に係る食費と居住費の負担軽減の要件に預貯金等の資産を勘案する。

第3節 高齢者等の現状に即した対応

- (1) 団塊の世代の高齢化への対応
- (2) ひとり暮らし世帯等の増加への対応
- (3) 高齢夫婦世帯等の増加への対応
- (4) 認知症高齢者の増加への対応
- (5) 後期高齢者の増加への対応

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念と基本目標

平成6年12月10日に宣言した「いきいき長寿都市」の趣旨を基本理念とする。

基本理念

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして

基本理念の実現に向け、計画策定にあたっての課題と視点を踏まえ、以下の4つの基本目標を掲げ、高齢者福祉施策および介護保険施策に取り組む。

基本目標Ⅰ 共に支え合う地域包括ケアシステムの構築

地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現をめざします。

基本目標Ⅱ 明るく活力に満ちた暮らしの実現

健康づくりや社会参加の促進、地域貢献の推進に取り組み、明るく活力に満ちた暮らしの実現をめざします。

基本目標Ⅲ 安心して快適な暮らしの実現

住み慣れた地域のなかで、できるだけ自立して安心して快適な生活が送れるよう、福祉サービスの充実や住宅の整備を進めます。

基本目標Ⅳ 持続可能な介護保険制度の構築

介護サービスを必要とする人が適切に、かつ質の高い介護サービスが受けられるよう、提供基盤の整備とサービスの質の向上をめざします。

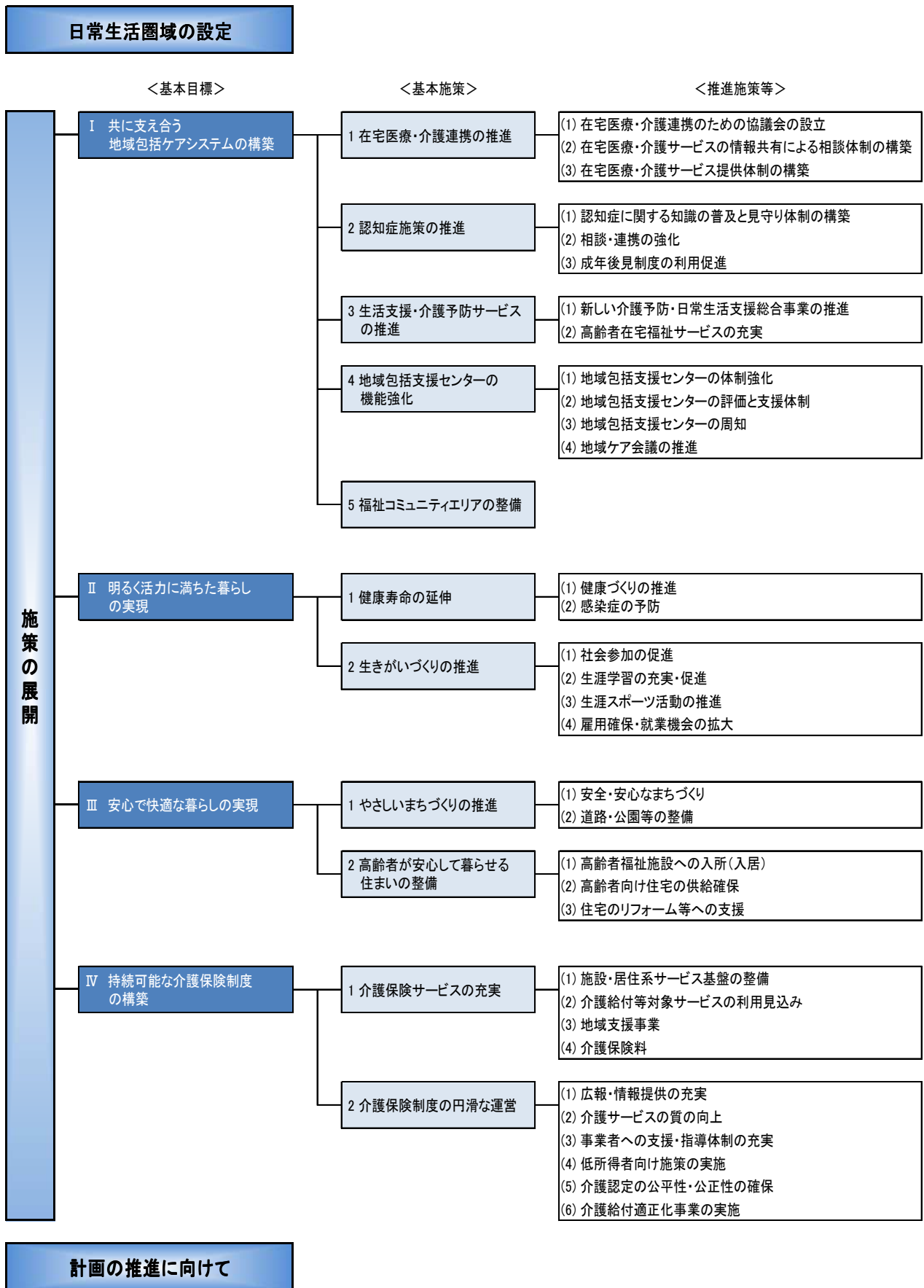
いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にこのまちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

第2節 施策の体系



第4章 日常生活圏域の設定

第1節 日常生活圏域の見直しにあたっての考え方

- ・ 現在の総合計画における地区区分を尊重する。
- ・ 1圏域の高齢者人口が概ね1万人を超えないように設定する。
- ・ 民生・児童委員の方面協議会の区域との整合性を図る。

第2節 新しい日常生活圏域の設定

6圏域から10圏域とする。

第5章 施策の展開

第1節 共に支え合う地域包括ケアシステムの構築

1 在宅医療・介護連携の推進【新規】（平成27年4月～）

医師会をはじめ関係機関と緊密に連携しながら、平成30年4月までに以下の項目すべてを実施するものとし、実施可能なものから順次取り組む。

(1) 在宅医療・介護連携のための協議会の設立（平成27年度～）

(2) 在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制の構築

- ア 地域の医療・介護サービス資源の把握
- イ 在宅医療・介護サービス等に係る情報の共有支援
- ウ 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
- エ 地域住民への普及啓発

(3) 在宅医療・介護サービス提供体制の構築

- ア 在宅医療・介護関係者の研修
- イ 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- ウ 関係市町の連携

2 認知症施策の推進

(1) 認知症に関する知識の普及と見守り体制の構築

- 認知症サポーターの養成
- 認知症カフェの開設【新規】
- 認知症ケアパスの周知【新規】
- 認知症ガイドの配布
- 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステムの実施

(2) 相談・連携の強化

- 認知症相談の実施
- 認知症地域支援推進員の配置【新規】
- 若年性認知症施策の実施
- 認知症初期集中支援チームの設置【新規】

(3) 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度利用支援事業の実施
- 市民後見推進事業の実施
- (仮称) 成年後見センターの設置【新規】

3 生活支援・介護予防サービスの推進

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進【新規】(平成29年4月～)

要支援者を対象とした訪問介護と通所介護を、地域支援事業に移行し、多様な生活支援サービスの提供体制を整備する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業(平成29年4月～)

事業の実施に向けて以下の組織による検討を行う。

- 生活支援コーディネーターの配置【新規】(平成27年度～)
- (仮称) 介護予防・生活支援サービス事業推進協議会の設立【新規】(平成27年度～)

イ 一般介護予防事業(平成29年4月～)

現行の介護予防事業を見直し、より効果的・効率的な介護予防の取り組みを進める。

(2) 高齢者在宅福祉サービスの充実

- ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の実施
- 外出支援(送迎)サービスの実施
- 除排雪サービスの実施
- 寝具乾燥サービスの実施
- 高齢者生活援助員派遣サービスの実施
- 生きがい活動支援通所サービスの実施
- ショートステイサービスの実施
- 在宅福祉ふれあいサービス事業の実施
- 安心ボトル(救急医療情報キット)配付事業の実施

4 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの体制強化

- 地域包括支援センターの設置数を6か所から10か所に増設【平成28年度～】

※運営法人の公募・選定は平成27年度中に行う。

(2) 地域包括支援センターの評価と支援体制

(3) 地域包括支援センターの周知

(4) 地域ケア会議の推進

5 福祉コミュニティエリアの整備

福祉コミュニティエリアは、日吉町4丁目の市営住宅跡地を、地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとして整備をめざしている。

整備にあたっては、民間活力を活用し、事業を統一的に進めるため、事業者を公募で選定する。

今期計画における施設・居住系サービスの平成28年度以降の新規整備は、本エリアへの整備を優先する。

第2節 明るく活力に満ちた暮らしの実現

1 健康寿命の延伸

(1) 健康づくりの推進

ア 生活習慣病の予防

- 健康教育の実施
- 訪問指導の実施
- イ 健康づくり事業の実施
- 市民健康づくり推進員の育成
- ヘルスメイトの育成
- 歯科検診の実施
- 健康増進センターの運営

(2) 感染症の予防

- 高齢者インフルエンザの予防接種の実施
- 高齢者肺炎球菌の予防接種の実施

2 生きがいづくりの推進

(1) 社会参加の促進

- 老人クラブに対する支援
- 高齢者交通料金助成制度
- 老人福祉センター
- 高齢者サロンの設置

(2) 生涯学習の充実・促進

- 地域における学習環境の整備
- まなびっと広場の実施
- 高齢者大学等の開講

(3) 生涯スポーツ活動の推進

- 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- スポーツ大会、レクリエーションの開催

(4) 雇用確保・就業機会の拡大

- 高年齢者の雇用確保と促進
- シルバー人材センターへの支援
- 就業支援の実施等

第3節 安心して快適な暮らしの実現

1 やさしいまちづくりの推進

(1) 安全・安心なまちづくり

ア 交通安全対策の強化

- 交通安全教室の開催
- 夜光反射材の普及促進

イ 消費者・防犯意識の啓発

- 救済制度の周知・啓発
- 相談窓口

ウ 防火・防災対策の強化

- 防火訪問の実施
- 自主防災組織に対する支援
- 避難行動要支援者に対する支援

(2) 道路・公園等の整備

- 道路の整備
- 公園・緑地等の整備

2 高齢者が安心して暮らせる住まいの整備

(1) 高齢者福祉施設への入所(入居)

- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム

(2) 高齢者向け住宅の供給確保

- サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の公開
- 市営住宅への優先入居

(3) 住宅のリフォーム等への支援

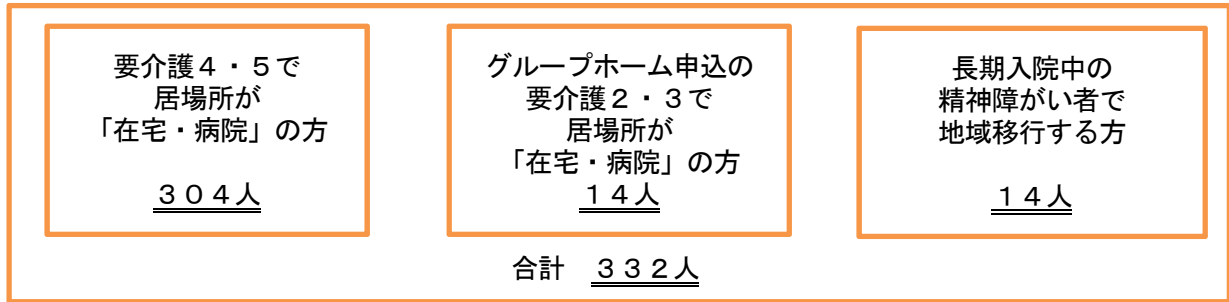
- 相談窓口の設置
- 既存住宅のバリアフリー化の促進

第4節 持続可能な介護保険制度の構築

1 介護保険サービスの充実

(1) 施設・居住系サービス基盤の整備

ア 施設・居住系サービス基盤の整備の考え方



待機者解消のための新規整備	<u>328床</u>
(榎法華地区) 生活支援ハウス→混合型特定施設	<u>18床</u>
整備数 計	<u>346床</u>

※ 新規整備にあたっては、公募を原則として事業者を選定する。

(7) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 整備数：187床（広域型1か所100床，地域密着型3か所87床）

広域型1か所と地域密着型1か所は福祉コミュニティエリアへの整備を優先し，地域密着型2か所はこれまでの整備状況を踏まえた圏域で整備する。

(4) 介護老人保健施設

新たな整備は行わず，現在の床数を維持する。

(5) 介護療養型医療施設

国では，平成29年度末までに他の介護施設等に転換する方針だが，見直しが検討されており，施設から転換意向がなかったことから，現在の病床数を維持する。

(I) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

- 整備数：3か所54床

2か所は福祉コミュニティエリアへの整備を優先し，1か所はこれまでの整備状況を踏まえた圏域で整備する。

(オ) 特定施設入居者生活介護

- 整備数：地域密着型3か所87床

2か所は福祉コミュニティエリアへの整備を優先し，1か所はこれまでの整備状況を踏まえた圏域で整備する。

- 整備数：混合型1か所18床

榎法華地区の生活支援ハウスを混合型特定施設とする。

イ 第6期介護保険事業計画における施設・居住系サービスの施設整備の見込み

(単位：箇所、人)

施設種別	圏域	第5期計画				第6期計画						平成29年度末見込み				
		整備実績		平成26年度末見込み		平成27年度		平成28年度		平成29年度		合計		平成29年度末見込み		
		箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	
(施設係数3施設) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	-	3	258	16	1,251					1	100	1	100	17	1,351	
	-			9	1,088								0	9	1,088	
	-			6	246								0	6	246	
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (29人以下特別養護老人ホーム)	合計	1	29	2	49	2	58	1	29			3	87	5	136
	西部	1	29	1	29											
	中央部第1			0	0											
	中央部第2			0	0											
	東部第1			0	0											
	東部第2			0	0											
	北東部第1			0	0											
	北東部第2			1	20											
	北東部第3			0	0											
	北部			0	0											
	東部			0	0											
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	合計	5	90	45	826	1	18	2	36			3	54	48	880
	西部				3	90										
	中央部第1				7	126										
	中央部第2				6	90										
	東部第1	1	18	5	90											
	東部第2	1	18	4	72											
	北東部第1	1	18	5	80											
	北東部第2	1	18	4	71											
	北東部第3			3	45											
	北部			5	108											
	東部	1	18	3	54											
	地域密着型 特定施設入居者生活介護 (29人以下介護専用型 有料老人ホーム等)	合計	5	145	12	348	1	29	2	58			3	87	15	435
	西部	1	29	1	29											
	中央部第1			1	29											
	中央部第2			1	29											
	東部第1	1	29	2	58											
東部第2			0	0												
北東部第1			0	0												
北東部第2	1	29	3	87												
北東部第3			0	0												
北部	2	58	4	116												
東部			0	0												
施設・居住系サービス(新規分)計		14	522	90	3,808	4	105	5	123	1	100	10	328	100	4,136	
サービス 居住系	混合型 特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)			13	874			注 1	18			1	18	14	892	
施設・居住系サービス 合計		14	522	103	4,682	4	105	6	141	1	100	11	346	114	5,028	

※ 第5期計画の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備実績について、箇所数には増床分を含まないが、定員数には増床分50床を含む。

※ 平成28年度以降の新規整備は、福祉コミュニティエリアへの整備を優先するが、福祉コミュニティエリアの事業者選定結果等により、他圏域での整備の可能性はある。

注 混合型特定施設入居者生活介護は、榎法華地区の生活支援ハウスの分である。

(2) 介護保険給付等対象サービスの利用見込み

各サービスとも高齢者人口の増加に伴い、利用者数の増加を見込む。

介護保険サービス利用者数の推計

(単位：人)

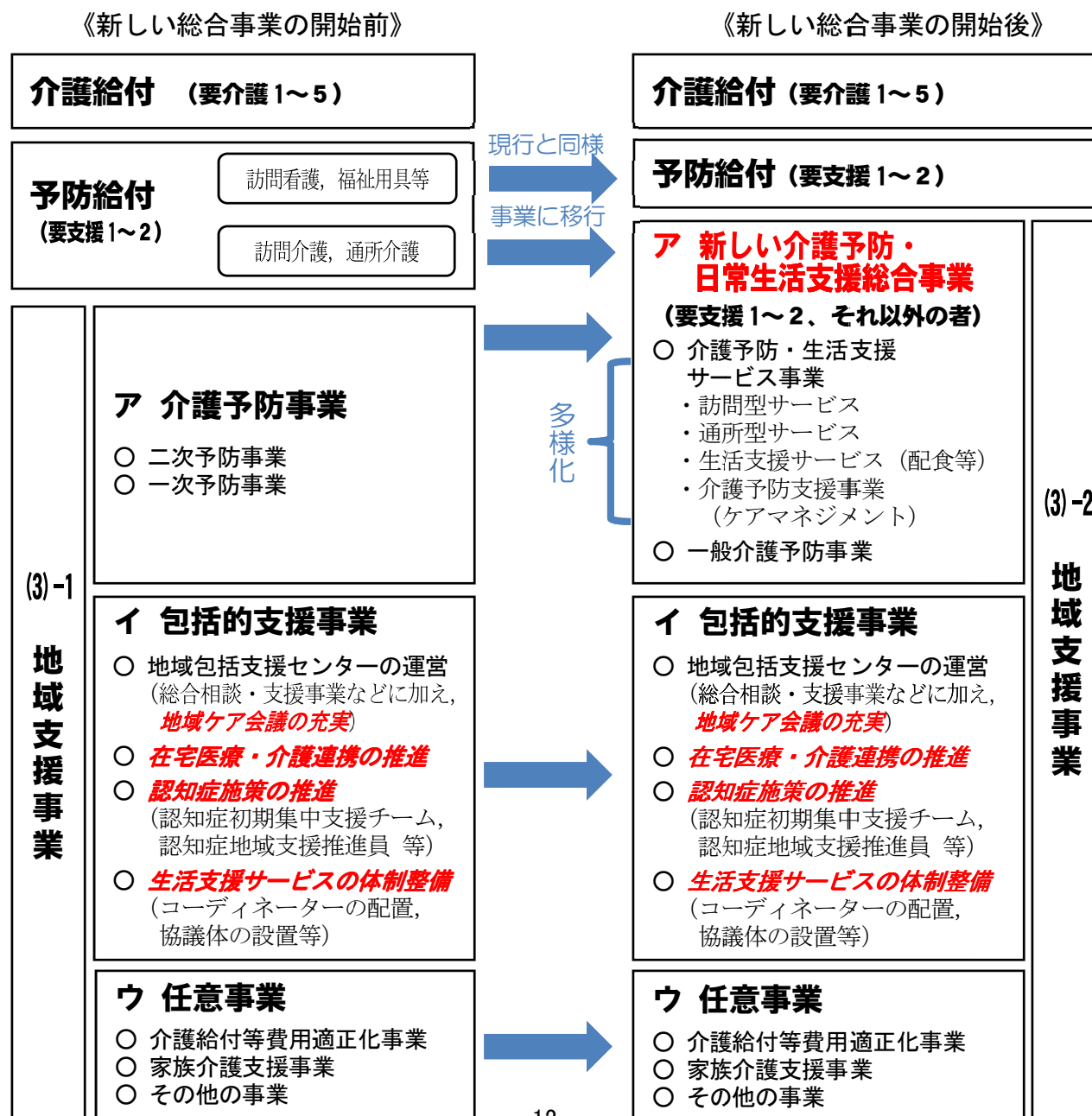
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
居宅サービス	365,100	373,729	344,058	1,082,887
介護サービス	237,504	239,640	249,060	726,204
介護予防サービス	127,596	134,089	94,998	356,683
地域密着型サービス	23,638	34,462	37,066	95,166
介護サービス	22,642	33,334	35,818	91,794
介護予防サービス	996	1,128	1,248	3,372
施設サービス	28,116	28,116	28,416	84,648
合計	416,854	436,307	409,540	1,262,701

(3) 地域支援事業

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）については、平成29年4月から開始する。

包括的支援事業に新たに追加された在宅医療・介護連携の推進などについては、平成27年度以降、実施可能なものから順次取り組む。

地域支援事業の全体像



- (4) 介護保険料（暫定） ※ 最終的な介護保険料は報酬改定後に決定する。
 介護保険料負担段階を6段階から9段階に見直す。（法改正によるもの）
 基準額に対する所得段階別の割合を見直す。（0.5～1.7）

ア 保険料基準額の算出

保険料の基準額 5,405円

※保険料の変動要素

- ・介護報酬改定 2.27%減額予定

イ 所得段階別月額保険料（保険料率）

第5期計画		第6期計画		
段階	保険料	段階	保険料	対象者
第1段階	2,510円 (基準額×0.5)	第1段階	2,703円 (基準額×0.5)	・生活保護の受給者
第2段階	2,510円 (基準額×0.5)			・老齢福祉年金受給者（世帯全員が市町村民税非課税） ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 （世帯全員が市町村民税非課税）
第3段階	3,765円 (基準額×0.75)	第2段階	4,054円 (基準額×0.75)	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 （世帯全員が市町村民税非課税）
		第3段階	4,054円 (基準額×0.75)	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人 （世帯全員が市町村民税非課税）
第4段階	5,020円 (基準額×1.0)	第4段階	4,865円 (基準額×0.9)	・市町村民税課税者がいる世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人（本人は市町村民税非課税）
		第5段階	5,405円 (基準額×1.0)	・市町村民税課税者がいる世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人（本人は市町村民税非課税）
第5段階	6,275円 (基準額×1.25)	第6段階	6,486円 (基準額×1.2)	・本人が市町村民税課税 （合計所得金額120万円未満）
		第7段階	7,027円 (基準額×1.3)	・本人が市町村民税課税 （合計所得金額120万円以上190万円未満）
第6段階	7,530円 (基準額×1.5)	第8段階	8,108円 (基準額×1.5)	・本人が市町村民税課税 （合計所得金額190万円以上290万円未満）
		第9段階	9,189円 (基準額×1.7)	・本人が市町村民税課税 （合計所得金額290万円以上）

ウ 低所得者の保険料軽減【平成27年度～】

世帯全員が非課税の方を対象に、国が示す軽減割合を踏まえ公費投入による保険料の軽減を行う。

2 介護保険制度の円滑な運営

(1) 広報・情報提供の充実

ア 制度の周知・啓発

- 高齢者介護の手引きの作成
- 介護保険制度についての出前講座

イ 介護サービスに関する情報提供

- 介護保険事業所一覧の配付
- 居宅介護支援事業所の新規受け入れ可能件数の情報提供

(2) 介護サービスの質の向上

ア サービス従事者の育成・資質向上

- 居宅介護支援事業所やケアマネジャーの関係団体の活動への支援
- ケアマネジャーへの定期的な研修・指導の実施
- 介護保険サービス事業所の職員を対象とする研修会の実施

イ 介護職員の人材確保

多様な人材が就労できるよう参入の促進，介護従事者に対する処遇改善，潜在的な有資格者の掘り起こしや未経験者の受入環境の整備など，国や道，事業者等とも連携を図りながら，人材確保に向け取り組む。

ウ 介護サービスにおける事故防止の徹底

事業者自らが事故発生の原因を分析し，再発防止策を講ずるよう指導する。

(3) 事業者への支援・指導体制の充実

ア 適正な事業者の指定

イ 事業者への指導・監査

(4) 低所得者向け施策の実施

ア 介護保険料の軽減

イ 介護保険料の減免

生活困窮者に対する介護保険料の減免については，公費投入による軽減を実施することから，見直したうえで実施する。

ウ 利用者負担の軽減

社会福祉法人による利用者負担軽減制度等の支援を実施する。

(5) 介護認定の公平性・公正性の確保

ア 訪問調査

介護認定訪問調査員に対する研修・指導に努める。

イ 介護認定審査会

審査会の委員を国や道が実施する研修会に派遣する。

(6) 介護給付等費用適正化事業の実施

認定調査状況のチェック，ケアプランの点検，住宅改修等の点検，サービス提供体制および介護報酬請求に関する医療情報等の突合・縦覧点検，介護給付費通知等を実施する。

第6章 計画の推進に向けて

1 相談体制・情報提供

- ・地域包括支援センターや市の窓口で各種相談に対応する。
- ・福祉サービス苦情処理制度を制定しており，適切かつ迅速な対応に努める。

2 関係機関・団体とのネットワークの構築

地域包括支援センターを中核として，保健・医療・福祉の関係機関・団体，民生・児童委員，町内会などとネットワークを充実していくとともに，社会福祉協議会との連携を図る。

3 計画の進行管理

毎年度，その進行状況を点検し，函館市高齢者計画策定推進委員会からの意見等を公表する。